

ご存じですか

福祉医療費助成制度

市では、医療費の自己負担分の助成を、次の通り実施しています。該当すると思われる方は、手続きにお越しください。

■問い合わせ 福祉課障害・給付係(内線154・155)

●あらかじめ申請し、福祉医療費受給者証の交付を受けていただく必要がある方

助 成 制 度	対 象
乳幼児等福祉医療費	中学校3年生までのお子さん（15歳到達後の3月31日まで）
重度心身障害者福祉医療費	次のいずれかの手帳をお持ちの方 ●身体障害者手帳 1級、2級、3級 ●療育手帳A1、A2、B1 ●精神障害者保健福祉手帳1級、2級（所得制限あり） ●戦傷病者手帳（特別項症～第4項症）と身体障害者手帳4級の両方
母子家庭等福祉医療費	●母子家庭のお母さんとそのお子さん ●両親のいない家庭のお子さん （お子さんの年齢が18歳到達後の3月31日まで）
父子家庭福祉医療費	父子家庭のお父さんとそのお子さん （お子さんの年齢が18歳到達後の3月31日まで）

●医療費の支払い後、申請により助成対象となる方

対 象 自立支援医療受給者証（精神通院）支給認定者

助成内容 自立支援受給者証（精神）で受診された医療費の自己負担額※の1/2

医療費を支払った月の翌月に1カ月分をまとめて申請してください。

※自己負担額とは、医療機関を受診した場合、加入している保険機関が医療費の9割から7割を医療機関に支払うため、あなたが負担する残りの1割から3割までのことを言います。

◆日時 6月25日（金）午後6時～
◆場所 市文化プラザ3階視聴覚室
◆公述の申し出方法 公聴会で改定案についての意見陳述を希望する方は、後記の閲覧

●公聴会
今回、新たに県が定める「土岐都市計画区域マスタープランの改定案」について、住民の皆さんの意見を反映させるため、公聴会を開催し公述の機会を設けます。

都市計画区域とは、県が一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として指定したもので、土岐市は全域が「土岐都市計画区域」として定められています。都市計画区域マスタープランとは、都市計画区域ごとに目指す将来像や都市計画の基本的な事項について定めるものです。

◆期間 6月2日（水）～16日（水）、午前9時～午後5時（土・日曜日を除く）
◆場所 県都市政策課または市都市計画課
※県都市政策課および市のホームページからも詳しい内容をご覧になれます。

●「土岐都市計画区域マスタープランの改定案」の閲覧
◆期間 6月2日（水）～16日（水）、午前9時～午後5時（土・日曜日を除く）
◆場所 県都市政策課または市都市計画課
※県都市政策課および市のホームページからも詳しい内容をご覧になれます。

期間内に、県都市政策課へ直接または郵送により公述申出書を提出してください。※6月16日（水）必着
なお、公聴会で意見を公述するためには公述申出書の提出が必要です。期限までに公述申出書の提出がない場合、公聴会は開催されません。

『土岐都市計画区域
マスタープランの改定案（岐阜県決定）』
に係る公聴会開催のご案内